

# せたな町新型インフルエンザ等対策行動計画

平成27年9月

## 目次

1. はじめに
2. 新型インフルエンザ等対策の基本方針
3. 新型インフルエンザ等発生時の被害想定
4. 対策推進のための役割分担と体制
5. 町行動計画の主要な7項目
  - (1) 対策体制
  - (2) サーベイランス・情報収集
  - (3) 情報提供・共有
  - (4) まん延の防止
  - (5) 予防接種
  - (6) 町民の生活及び地域経済の安定
  - (7) 医療
6. 各段階における対策
  - 1) 未発生期
    - (1) 対策体制
    - (2) サーベイランス・情報収集
    - (3) 情報提供・共有
    - (4) まん延の防止
    - (5) 予防接種
    - (6) 町民の生活及び地域経済の安定
    - (7) 医療
  - 2) 海外発生期
    - (1) 対策体制
    - (2) サーベイランス・情報収集
    - (3) 情報提供・共有
    - (4) まん延の防止
    - (5) 予防接種
    - (6) 町民の生活及び地域経済の安定
    - (7) 医療
  - 3) 国内発生早期
    - (1) 対策体制
    - (2) サーベイランス・情報収集
    - (3) 情報提供・共有
    - (4) まん延の防止
    - (5) 予防接種
    - (6) 町民の生活及び地域経済の安定
    - (7) 医療

4) 国内感染期

- (1) 対策体制
- (2) サーベイランス・情報収集
- (3) 情報提供・共有
- (4) まん延の防止
- (5) 予防接種
- (6) 町民の生活及び地域経済の安定
- (7) 医療

5) 小康期

- (1) 対策体制
- (2) サーベイランス・情報収集
- (3) 情報提供・共有
- (4) まん延の防止
- (5) 予防接種
- (6) 町民の生活及び地域経済の安定
- (7) 医療

(別添)

- ・特定接種の対象となる業種・職務について

(参考)

- ・国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策

(附属資料)

- ・用語解説

## 目 次

1. はじめに	1
2. 新型インフルエンザ等対策の基本方針	2
3. 新型インフルエンザ等発生時の被害想定	5
4. 対策推進のための役割分担と体制	7
5. 町行動計画の主要な7項目	9
(1) 対策体制	9
(2) サーベイランス・情報収集	9
(3) 情報提供・共有	9
(4) まん延の防止	9
(5) 予防接種	10
(6) 町民の生活及び地域経済の安定	13
(7) 医療	13
6. 各段階における対策	14
1) 未発生期	14
(1) 対策体制	14
(2) サーベイランス・情報収集	14
(3) 情報提供・共有	15
(4) まん延の防止	15
(5) 予防接種	15
(6) 町民の生活及び地域経済の安定	16
(7) 医療	16
2) 海外発生早期	18
(1) 対策体制	18
(2) サーベイランス・情報収集	18
(3) 情報提供・共有	19
(4) まん延の防止	19
(5) 予防接種	20
(6) 町民の生活及び地域経済の安定	20
(7) 医療	20
3) 国内発生早期	22
(1) 対策体制	22
(2) サーベイランス・情報収集	22
(3) 情報提供・共有	23
(4) まん延の防止	23
(5) 予防接種	24
(6) 町民の生活及び地域経済の安定	24
(7) 医療	26
4) 国内感染期	28
(1) 対策体制	28
(2) サーベイランス・情報収集	29
(3) 情報提供・共有	29
(4) まん延の防止	29
(5) 予防接種	29

(6) 町民の生活及び地域経済の安定	30
(7) 医療	31
5) 小康期	33
(1) 対策体制	33
(2) サーベイランス・情報収集	33
(3) 情報提供・共有	33
(4) まん延の防止	34
(5) 予防接種	34
(6) 町民の生活及び地域経済の安定	34
(7) 医療	34
(別添)	
・ 特定接種の対象となる業種・職務について	36
(参考)	
・ 国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合の対策	37
(附属資料)	
・ 用語解説	39



## 1. はじめに

### (1) 策定の背景

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきた季節性インフルエンザと違い、ウイルスの抗原性が大きく異なり、およそ 10 年から 40 年の周期で発生しています。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されています。

また、新型インフルエンザと同様に社会的に影響をもたらす未知の感染症が発生する可能性があり、これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要があります。

このため、国では、平成 24 年 4 月、病原性が高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めた「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）を制定したものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図ることとしています。

### (2) 市町村行動計画の作成

せたな町新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「町行動計画」という。）は、特措法第 8 条に基づき、政府が作成した「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（平成 25 年（2013 年）6 月 7 日）（以下「政府行動計画」という。）及び、政府の「新型インフルエンザ等対策ガイドライン」（以下「政府ガイドライン」という。）、更に「北海道新型インフルエンザ等対策行動計画」（平成 25 年（2013 年）10 月 31 日）（以下「道行動計画」という。）の考え方と整合性を持って作成をしました。

町行動計画は、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や対策の基本項目を定めるとともに、町民に対する予防接種や、要援護者の生活支援等に関し、基本的対処方針を定めています。

また、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示しています。

町行動計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、以下のとおりです。

- ・感染症法第 6 条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。）
- ・感染症法第 6 条第 9 項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

町行動計画は、政府が新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見や新型インフルエンザ等対策についての検証等を通じて改訂する政府行動計画及び道行動計画に応じて、必要な変更を行うこととします。

なお、鳥インフルエンザ（鳥から人に感染したもの）は特措法の対象ではありませんが、国内外で鳥インフルエンザが人に発症した場合の対応について、政府行動計画を基に作成した道行動計画の対策の概要を参考として示します。当町としては、国、道と連携をし、状況に応じて対応します。

## 2. 新型インフルエンザ等対策の基本方針

### (1) 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

政府行動計画では、新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、その発生そのものを阻止することは不可能であるとしています。また、海外で発生すれば、国内への侵入も避けられないと考えられています。

病原性が高くまん延の恐れのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、町民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねません。長期的には町民の多くが罹患するものですが、患者の発生が一定期間に偏ってしまった場合、医療提供の限界を超えてしまうということを念頭におきつつ、新型インフルエンザ等対策を当町の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていきます。

- 1 感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護します。
  - ・ 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保します。
  - ・ 流行のピーク時の患者数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数が医療提供の限界を超えないようにすることにより、患者が適切な医療を受けられるようにします。
  - ・ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らします。
- 2 町民の生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにします。
  - ・ 地域での感染拡大防止策等により、欠勤者の数を減らします。
  - ・ 事業継続計画の作成・実施等により、医療の提供又は町民の生活及び経済の安定に寄与する業務の維持に努めます。

### (2) 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え

政府行動計画では、新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置くとともに、過去にインフルエンザのパンデミックの経験等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことにもなりかねないとしています。また、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものとしています。

国においては科学的知見及び各国の対策も視野に入れながら、地理的な条件、交通機関の発達度等の社会状況、医療体制、受診行動の特徴等の国民性も考慮しつつ、各種対策を総合的・効果的に組み合わせることでバランスのとれた戦略を目指すこととし、その上で、新型インフルエンザ等の発生前から流行が収まるまでの状況に応じて、一連の流れをもった戦略を確立するとしています。

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、病原性・感染力等の病原体の特徴、流行の状況、地域の特性、その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが国民生活及び国民経済に与える影響等を総合的に勘案し、行動計画等で記載するものの中から、実施すべき対策を選択し決定することとしています。

当町としても、国や道の基本的考え方を踏まえながら、新型インフルエンザ等対策に取り組むこととします。

#### 【発生段階に応じた町の基本的な考え方及び主な内容】

新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じて取るべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、予め発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要があります。

町行動計画では、新型インフルエンザ等が発生する前から、海外での発生、国内での発生、まん延を迎え、小康状態に至るまでを、実情に応じた戦略に即して5つの発生段階に分類します。

なお、段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、また、必ずしも、段階どおりに進行するとは限らないこと、更には、政府対策本部が緊急事態宣言を行った場合には、対策の内容も変化するという事に留意が必要です。

#### ア 未発生期の段階

新型インフルエンザ等の発生に備えた事前準備を周到に行います。

- 平素から感染対策の基本となる、マスクの着用、咳（せき）エチケット、手洗い、うがい、人込みを避けるなどの普及啓発を町民へ行います。
- 予防接種について、速やかに接種ができるための具体的な実施方法について準備を行います。
- 要援護者リストを作成し、要援護者への生活支援等、具体的な支援体制の整備を進めます。
- 平素から道や各関係機関等と新型インフルエンザ等に関する情報交換、連携体制の確認を行います。

#### イ 海外発生期の段階

海外で発生した段階では、直ちに、対策実施のための体制に切り替えます。海外で発生した場合、病原体の国内侵入を防ぐことは不可能であるということをも前提とした対策を講じます。

- 国からの要請に基づき相談窓口等を設置し、町民に適切な情報提供を行います。
- マスクの着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人込みを避ける等について、町民に実践するよう促します。
- 国からの要請に基づき、特定接種を実施します。

#### ウ 国内発生早期の段階

国内発生当初の段階では、患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染のおそれのある者の外出自粛や抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、病原性に応じて、不要不急の外出自粛要請や施設の使用制限等を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講じます。

なお、国内外の発生当初などの病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ最も被害が大きい場合を想定し、強力な対策を実施しますが、常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替え、状況の進展に応じて、必要性が低下した対策については、その縮小・中止を図るなど見直しを行うこととします。

- 緊急事態宣言が出された場合、速やかにせたな町新型インフルエンザ等対策本部（以下「町対策本部」という。）を設置します。
- 国及び道の発信する情報を速やかに町民へ情報提供を行います。
- ワクチンの供給が可能になり次第、住民接種を開始します。

#### エ 国内感染期・感染拡大期の段階

感染が拡大した段階では、国、道、事業者等と相互に連携して、医療の確保や町民の生活・経済の維持のために最大限の努力を行いますが、社会が緊張し、いろいろな事態が生じることが想定されます。したがって、あらかじめ決めておいたとおりにはいかないことが考えられるため、社会の状況を的確に把握し、状況に応じて臨機応変に対処します。また、健康被害を最小限に抑えるため、医療体制を維持し、町民の生活及び経済への影響を最小限に抑えるよう努めます。

- 医療機関での新型インフルエンザ等患者の診療を行います。
- 町民・要援護者に対して、必要に応じ食料品・生活必需品等の確保、配布等を行います。
- 患者や医療機関等から要請があった場合、在宅療養患者への身の回りの支援を行います。
- 道の要請に基づき、遺体の火葬・安置について対応します。

## オ 小康期の段階

町民の生活及び経済の回復を図り、流行の第二波に備えます。

- 緊急事態解除宣言が出された時に、町対策本部を廃止します。
- 流行の第二波に備え、住民接種を進めます。
- 必要に応じて、町民・要援護者に対して、食料品・生活必需品等の確保、配布等を継続します。

### (3) 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

当町は、新型インフルエンザ等発生に備え、発生した時には、特措法その他の法令、政府行動計画及び道行動計画、本行動計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期すこととし、この場合において、次の点に留意します。

#### ア 基本的人権の尊重

当町は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、道と連携のもと、医療関係者への医療等の実施の要請等、不要不急の外出の自粛等の要請、学校、興行場等の使用等制限等の要請等、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用、緊急物資の運送、特定物資の売渡しの要請等の実施に当たって、町民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとし、

具体的には、新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、町民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とします。

#### イ 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えてさまざまな措置を講じることができるよう制度設計されています。しかし、新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であることなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意します。

#### ウ 関係機関相互の連携協力の確保

町対策本部は、政府対策本部、道対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進し、必要に応じて、町内の各関係機関や道対策本部長と新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うこととします。

#### エ 記録の作成・保存

当町は、発生した段階で、町対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表することとします。

### 3. 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等

#### (1) 新型インフルエンザ等発生時の被害想定について

新型インフルエンザは、発熱、咳といった初期症状や飛沫感染、接触感染が主な感染経路と推測されるなど、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられますが、鳥インフルエンザ（H5N1）等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致死率となり、甚大な健康被害を引き起こされることが懸念されます。

町行動計画の策定に当たっては、有効な対策を考える上で、被害想定として、患者数等の流行規模に関する数値を置きますが、実際に新型インフルエンザが発生した場合、これらの想定を超える事態も、下回る事態もあり得るということを念頭に置いて対策を検討することが重要です。

新型インフルエンザの流行規模は、病原体側の要因(出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等)や宿主側の要因(人の免疫状態等)、社会環境など多くの要素に左右されるため、事前にこれらを正確に予測することは不可能ですが、今回は「北海道推計値」を参考に推計値を人口比で当町にあてはめ、次のような被害想定を推計しました。

		国	北海道 対国人口比 4.3%で算出	せたな町 対道人口比 0.17%で算出
医療機関受診患者数 (全人口の 25%が罹患すると想定)		約 1,300 万人～ 約 2,500 万人	約 55 万 9 千人～ 約 107 万 5 千人	950 人～1,828 人
【病原性中等度 の場合】 致命率 0.53% (参考：アジアインフ ルエンザ 1957 年～ 1958 年流行)	入院患者数	約 53 万人	約 2 万 3 千人	40 人
	1 日当たりの最大 入院患者数 ※3	約 10 万 1 千人	約 4,300 人	7 人
	死亡者数上限	約 17 万人	約 7 千人	12 人
【病原性重度の 場合】 致命率 2.0% (参考：スペインイン フルエンザ 1918 年 ～1919 年流行)	入院患者数	約 200 万人	約 8 万 6 千人	146 人
	1 日当たりの最大 入院患者数 ※3	約 39 万 9 千人	約 1 万 7 千人	29 人
	死亡者数上限	約 64 万人	約 2 万 8 千人	48 人

※3 全人口の 25%が罹患すると想定した場合、流行が各地域で 8 週間続く仮定の下、流行発生から 5 週間目の試算

なお、これらの推計に当たっては、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響（効果）、現在の我が国の医療体制、衛生状況等を一切考慮していないことに留意する必要があります。

また、被害想定については、現時点においても多くの議論があり、科学的知見が十分とは言えないことから、引き続き最新の科学的知見の収集に努め、必要に応じて見直しを行うこととします。

(2) 新型インフルエンザ等発生時の社会への影響について

新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論がありますが、以下のような影響が一つの例として想定されます。

- ・国民の 25%が、流行期間（約 8 週間）にピークを作りながら順次罹患します。  
罹患者は 1 週間から 10 日間程度罹患し、欠勤。罹患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）、職場に復帰します。
- ・ピーク時（約 2 週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって 5%程度と考えられますが、従業員自身の罹患のほか、家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約 2 週間）には従業員の最大 40%程度が欠勤するケースが想定されます。

#### 4. 対策推進のための役割分担と体制

対策を推進するため、政府及び道行動計画に基づき、各関係機関は次の役割を担うこととします。

##### (1) 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有しています。

また、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、WHO その他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努めます。

新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」（以下「関係省庁対策会議」という。）の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進します。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておきます。

新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進します。その際、医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きながら、対策を進めます。

##### (2) 地方公共団体の役割

地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生したときは、基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有します。

##### 【道】

特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保や感染拡大の抑制に関し、的確な判断と対応に努めます。

##### 【町】

町民に最も近い行政単位であり、地域住民に対するワクチンの接種や、町民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められます。対策の実施に当たっては、道や近隣の市町村と緊密な連携を図ります。

##### (3) 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等を推進することが求められます。また、新型インフルエンザ等の発生時においても医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた、診療継続計画の策定や地域における医療連携体制の整備を進めることが重要です。

医療機関は、診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携して発生状況に応じて、新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含め、医療を提供するよう努めるものとしします。

#### (4) 指定（地方）公共機関の役割

特措法第 2 条に規定する指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有します。

#### (5) 登録事業者の役割

特措法第 28 条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は道民生活及び道民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の道民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染予防策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行うことが重要であり、新型インフルエンザ等の発生時には、その活動を継続するよう努めます。

#### (6) 一般の事業者の役割

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染防止策を行うことが求められます。

町民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染拡大防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれます。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められます。

#### (7) 町民の役割

新型インフルエンザ等の発生前は、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動など、その対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいても行っている、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努めます。また、発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努めます。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生状況や実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努めます。

## 5. 町行動計画の主要な7項目

本行動計画では、「(1) 対策体制」、「(2) サーベイランス・情報収集」、「(3) 情報提供・共有」、「(4) まん延の防止」、「(5) 予防接種」、「(6) 町民の生活及び地域経済の安定」、「(7) 医療」の7つの分野ごとに対策を進めます。各項目毎の対策については、発生段階ごとに記述しますが、内容等については以下のとおりです。

### (1) 対策体制

新型インフルエンザ等の発生・流行への対応をするためには、生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、全国的な社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあり、危機管理の問題として取り組む必要があります。

このため、町においては、道及び近隣市町村等と相互に連携を図り、一体となった取組を行うよう努め、発生に備え平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施します。

なお、発生した場合は庁内関係部局等の連携体制を構築し、総合的かつ効果的な対策を推進します。また、緊急事態宣言が行われたときは、町長を本部長とする町対策本部を設置し、庁内関係部局・関係機関が一体となった対策の推進に努めます。

新型インフルエンザ等対策は、幅広い分野にまたがる専門的知見が求められる対策であることから、発生時には、医学・公衆衛生の学識経験者の意見を適宜適切に聴取することとします。

### (2) サーベイランス・情報収集

新型インフルエンザ等対策を適宜適切に実施するためには、サーベイランスにより、いずれの段階においても、新型インフルエンザ等に関する様々な情報を、国内外から系統的に収集・分析し判断につなげ、また、サーベイランスの結果を町民に迅速かつ定期的に還元することにより、効果的な対策に結びつけることが重要です。

国では、未知の感染症である新感染症に対するサーベイランスは現時点では行っていませんが、新感染症が発生した場合は、WHO等の国際機関と連携し、早期に症例定義の周知や診断方法を確立し、国内のサーベイランス体制を構築するとしています。

当町では、国、道への必要な協力を行い、新型インフルエンザ等対策に資することとします。

### (3) 情報提供・共有

発生時の危機に対応する情報提供だけでなく、予防的対策として、発生前においても、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などを町民のほか、医療機関、事業者等に情報提供し、関係部局間での情報共有体制を整備する必要があります。

発生時において、個人のプライバシーや人権に配慮しつつ、詳細かつ具体的な情報提供及び町民からの相談受付等について対応し、継続的に町民の意見を把握し、町民が主体的に対策に参画できる体制の整備も重要です。

町は、平時から情報提供に努めるとともに、コミュニケーションに障がいのある方(視覚障がい者、聴覚障がい者等)や外国人など情報が届きにくい人にも配慮し、受取手に応じた情報提供のためインターネットを含めた多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速な情報提供に努めます。

### (4) まん延の防止

新型インフルエンザ等の感染拡大防止策は、流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保し、流行のピーク時の受診患者数等の減少や入院患者数を最小限にとどめる等、医療体制が対応可能な範囲内に収めることにつながります。

有効な治療薬がない場合や、予防接種が実施されるまでの間は、公衆衛生的観点から実施するまん延防止対策は特に重要な施策です。

個人対策や地域対策、職場対策・予防接種などの複数の対策を組み合わせで行いますが、まん延防止対策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあるこ

とを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止を行います。

## (5) 予防接種

ワクチンの接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内におさめるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながります。

政府行動計画では、特定接種と住民接種という二つの予防接種が新型インフルエンザ等対策として規定されています。

### ア 特定接種

#### ア-1 特定接種について

特定接種とは、特措法第 28 条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいいます。

＜特定接種の対象となり得る者＞

- ① 「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であつて厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）
- ② 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
- ③ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

国では、特定接種については、基本的には住民接種よりも先に開始されるものであることを踏まえれば、特定接種の対象となり得る者に関する基準を決定するに当たっては、国民の十分な理解が得られるように、特措法上高い公益性・公共性が認められるものでなければならないとしています。このうち「国民生活及び国民経済の安定に寄与する事業を行う事業者」について、特措法上の公益性・公共性が認められるのは、国及び地方公共団体と同様の新型インフルエンザ等対策実施上の責務を担う指定（地方）公共機関制度であり、この制度を中心として特定接種の対象業務を定めるとしています。具体的には、指定（地方）公共機関に指定されている事業者、これと同類の事業ないし同類と評価され得る社会インフラに関わる事業者、また、国民の生命に重大な影響があるものとして介護・福祉事業者が該当するとしています。

また、この指定（地方）公共機関制度による考え方には該当しませんが、政府行動計画では特例的に国民生活の維持に必要な食料供給維持等の観点から、食料製造・小売事業者などが特定接種の対象となり得る登録事業者として追加されています。

実際に新型インフルエンザ等が発生した場合の接種総枠、対象、接種順位その他の関連事項については、国の基本的対処方針により決定されるとともに、接種すべきワクチンについても状況に応じて決定されることとなります。

なお、特定接種が終わらなければ住民接種が開始できないというものではありません。

当町としては、国が決定した事項を把握するとともに、道と連携し、対象者に対して接種を行います。

#### ア-2 特定接種の接種体制について

登録事業者のうち特定接種対象となり得る者及び新型インフルエンザ等対策の実施に携わる町職員については、町が実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制の構築を図ることが求められます。特に、登録事業者のうち「国民生活・国民経済安定分野」の事業者については、接種体制の構築を登録要件とされています。

## イ 住民接種

### イ-1 住民接種

住民接種とは、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定による臨時の予防接種または、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種をいい、実施主体は町です。

特措法において、新型インフルエンザ等緊急事態措置の一つとして町民に対する予防接種の枠組ができたことから、緊急事態宣言が行われている場合については、臨時の予防接種による予防接種が行われることとなります。

一方、緊急事態宣言が行われていない場合についても、町民の大多数に免疫がないことから、季節性インフルエンザの感染者を大きく上回る感染者が発生し、医療をはじめ、社会経済に深刻な影響を与えるおそれがある場合、新臨時接種を行います。接種費用は自己負担ですが、町が経済的理由により接種費用を負担することができないと認められた者に対し、接種費用の減免措置を行います。

	緊急事態宣言が行われている場合	緊急事態宣言行われていない場合
対象者	全住民	
特措法上の位置づけ	第46条 (住民に対する予防接種)	
予防接種法上の位置づけ	第6条第1項 <b>臨時の予防接種</b>	第6条第3項 <b>新臨時接種</b>
接種の勧奨	あり	あり
接種の努力義務	あり	なし
実施主体	市町村	
接種方法	原則として集団的接種	
自己負担	なし	あり (低所得者を除き実費徴収可)
費用負担割合	国 1/2 都道府県 1/4 市町村 1/4	国 1/2 都道府県 1/4 市町村 1/4 (低所得者分のみ)
健康被害救済の費用負担	国 1/2 都道府県 1/4 市町村 1/4	

住民接種は、政府対策本部が基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、その実施を決定し、基本的対処方針において接種対象者や順位・期間等が示されます。

### イ-2 住民接種の対象者

当町の居住者(住民基本台帳に登録のある者)に加え、当町の住民基本台帳への登録がなくても、①長期入院・入所者、②里帰り分娩の妊産婦(及び同伴の小児)、③その他当町が認める者としてします。

また、政府行動計画の住民接種の接種順位については、以下の4つの群に分類するとともに、状況に応じた接種順位とすることを基本としています。事前に下記のような基本的な考え方を整理しておきますが、緊急事態宣言がなされている事態においては柔軟な対応が必要となることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて国が決定するとしています。

①医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症により重症化するリスク

が高いと考えられる者

- ・基礎疾患を有する者
- ・妊婦
- ②小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）
  - ・未就学児
  - ・小中学生
- ③成人・若年者
  - ・高校生
  - ・専門学校生・大学生
  - ・成人
- ④高齢者：ウイルス感染することにより重症化するリスクが高いと考えられる群（65歳以上の者）

接種対象者はこの他にも、以下に分けられ、対象者に合わせた接種方法を検討します。

- ・障がい者
- ・在宅医療を受療中の患者
- ・入院患者及び入所者
- ・通所サービス利用者等

### イ-3 住民接種の接種体制

原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、速やかに接種することができる接種体制の構築を図ることとします。ただし、基礎疾患を有する者及び妊婦については、通院中の医療機関で個別接種を検討します。

集団的接種をさらに以下のような2種類の接種方法に分けます。

区分	概要	接種場所(例)
地域集団接種	接種会場に接種対象者を参集させて実施するもの	ふれあいプラザ、町民センター、体育館、町内会館等
施設集団接種	学校、医療機関、社会福祉施設等において、学生、入院患者、入所者等の既に形成されている集団を活用して実施するもの	・医師を含む接種体制でできる施設：医療機関 ・医師を含む接種体制でできない施設： (入所)特別養護老人ホーム、グループホーム等 (通所)小中学校、保育所、通所介護事業所等

### ウ 留意点

危機管理事態における「特定接種」と「住民接種」の二つの予防接種全体の実施のあり方については、政府対策本部において、その際の医療提供・国民生活及び経済の状況に応じて総合的に判断し、決定することとされており、適切な接種体制の構築に努めます。

### エ 医療関係者に対する要請

道は、国と連携し、予防接種を行うため必要があると認めるときは、医療関係者に対して必要な協力を要請又は指示（以下「要請等」という。）するため、当町としても町内医療機関との協力体制を図ります。

### オ 予防接種による健康被害

予防接種法の改正（H25.4.1）により、インフルエンザを含む定期の予防接種等により、副反応が発生した場合の副反応報告について、医療機関に義務付けがされています。

予防接種の実施主体である町を通じて、あらかじめ予防接種後副反応報告書及び報告基準を町内の医療機関に配布し、医師が予防接種後の副反応を診断した場合に、速やかに厚生労働省に報告する必要があります。

接種対象者が予防接種法に基づいて予防接種を受け、健康被害が生じた場合、その健康被害の状況に応じて、特定接種の場合は、その実施主体が、住民接種の場合は、当町が給付を行います。

接種した場所が居住地以外でも、健康被害救済の給付については、予防接種法第 15 条の規定に基づき、被接種者が住民基本台帳へ登録されている市町村で行うこととします。

## (6) 町民の生活及び地域経済の安定

### ア 社会・経済機能の維持

新型インフルエンザは、多くの町民が罹患し、本人の罹患や家族の罹患等により、従業員の最大 40% が 2 週間にわたり欠勤することが想定され、社会・経済活動の大幅な縮小と停滞を招くとともに、公共サービスの中断や物資の不足により、最低限の生活を維持することができなくなる恐れがあります。

このため、新型インフルエンザ等発生時に、社会・経済機能の破綻を防止し、最低限の生活を維持できるよう、各行政機関や各医療機関、各事業者において事前に準備を行うことが重要です。

新型インフルエンザ等が海外で大流行した場合、様々な物資の輸入の減少、停止が予想され、新型インフルエンザ等が国内で発生した場合、食料品・生活必需品等の生産、物流に影響が出ることも予想されます。このため、個人・家庭における対策として、自助の視点は重要であり、最低限(2 週間程度)の食料品・生活必需品等を備蓄しておくことが推奨されます。また、食料品・生活必需品等の購入に当たって、買占めを行わないように、消費者としての適切な行動をとることが求められます。

### イ 要援護者への生活支援

新型インフルエンザ等の流行により孤立化し、生活に支障を来すおそれがある世帯(高齢者世帯、障がい者世帯等)への具体的な支援体制の整備を進める必要があります。

特に、高齢者世帯、障がい者世帯等への生活支援(安否確認、介護、訪問看護、訪問診療、食事提供等)は、平時にも増して重要であり、発生前から生活支援について検討しておくことが必要です。

### ウ 埋火葬の円滑な実施

今日の我が国では、火葬の割合がほぼ 100%を占めていますが、病原性の高い新型インフルエンザ等の感染が拡大し、全国的に流行した場合には、死亡者の数が火葬場の火葬能力を超える事態が起こり、火葬の円滑な実施に支障を生じるとともに、公衆衛生上、火葬を行うことができない遺体の保存対策が大きな問題となる可能性があります。

町は墓理法において、埋火葬の許可権限等、地域における埋火葬の適切な実施を確保するための権限が与えられていることから町内における火葬の適切な実施を図るとともに、個別の埋火葬に係る対応及び遺体の保存対策等を講ずる主体的な役割を担うため、国内感染期(まん延期)において死亡者が多数に上がった場合も、速やかに火葬を行うことのできる体制をあらかじめ整備しておくことが必要となります。

## (7) 医療

新型インフルエンザ等が発生した場合、全国的かつ急速にまん延し、かつ町民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、医療の提供は、健康被害を最小限にとどめるという目的を達成する上で、不可欠な要素です。また、健康被害を最小限にとどめることは、町内の社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながります。

政府行動計画では、新型インフルエンザ等が大規模にまん延した場合には、患者数の大幅な増大が予測されますが、地域の医療資源(医療従事者、病床数等)には制約があることから、効率的・効果的に医療を提供できる体制を事前に計画しておくことが重要とされています。

特に、地域医療体制の整備に当たっては、新型インフルエンザ等発生時に医療提供を行うこととなる医療機関である指定(地方)公共機関や特定接種の登録事業者となる医療機関を含め、医療提供を行う医療機関や医療従事者への具体的支援についての十分な検討や情報収集が必要とされていることから、町においても国・道及び関係機関等と連携を取りながら適切な医療体制の整備に努めます。

## 6. 各段階における町の対策

以下、発生段階事に目的・対策の考え方・主要7項目の個別対策を記載します。

新型インフルエンザ等が発生した場合、個々の対策の具体的な実施時期は段階の移行時期とは必ずしも一致しないこと、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまでも目安として、必要な対策を柔軟に選択し、実施することとします。

対策の実施方法等については、国が別に定めるガイドラインを参考にします。

未発生期

海外発生早期

国内発生早期

国内感染期

小康期

### ◆未発生期◆

◆新型インフルエンザ等が発生していない状態。

◆海外において、鳥類等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染は見られていない状況。

目的：1) 発生に備えての体制の整備を行う。  
2) 発生の早期確認に努める。

対策の考え方：

- 1) 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、行動計画等を踏まえ国や道等と連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材育成等、事前の準備を促進します。
- 2) 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、町民全体で認識共有を図るため、継続的な情報共有を行います。

### 対策体制

#### 【町行動計画等の作成】

- ・特措法の規定に基づき、政府行動計画及び道行動計画等を踏まえ、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた町行動計画の策定を行い、必要に応じて見直していきます。

#### 【体制の整備及び国・道との連携強化】

- ・市内の取組体制を整備・強化するために初動体制を確立するとともに、発生時に備えた対応の準備を進めます。
- ・国、道、他の市町村等と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施します。

### サーベイランス・情報収集

#### 【情報収集】

- ・国や道及び関係機関から新型インフルエンザ等の対策に関する国内外の発生等の情報を収集します。

#### 【サーベイランス】

- ・国や道等と連携して様々な情報を積極的に収集するとともに、要請に応じて取組等にも適宜、協力します。

## 情報提供・共有

### 【情報提供】

- ・新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、国や道と連携しながら各媒体を通じ継続的で分かりやすい情報提供を行います。
- ・マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図ります。

### 【体制整備等】

- ・新型インフルエンザ等発生時に、発生状況に応じた町民への情報提供内容（対策決定のプロセスや対策理由、個人情報の保護と公益性に十分配慮した内容、対策の実施主体の明確化）や媒体等について検討を行い、あらかじめ想定できるものは決定しておきます。
- ・新型インフルエンザ等発生時に、町民からの相談に応じるために、国からの要請に基づいて相談窓口等を設置する準備を進めます。

## まん延の防止

### 【感染対策の実施】

- ・個人における対策の普及

町民に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図り、また、自らの発症が疑わしい場合は、保健所などに設置される帰国者・接触者相談センターに連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策についての理解促進を図ります。

- ・地域対策・職場対策の周知

新型インフルエンザ等発生時に実施される個人における対策のほか、職場における季節性インフルエンザ対策として実施されている感染症対策について周知を図るための準備を行います。また、新型インフルエンザ等緊急事態における施設の使用制限の要請等の対策について周知を図るための準備もを行います。

### 【水際対策等への協力】

- ・国や道等が実施する水際作戦に協力し、防疫措置、入国者に対する疫学調査等についても連携を強化します。

## 予防接種

### 【基準に該当する登録事業者の登録】

- ・国からの要請に基づき、登録事業者に対する登録作業に係る周知や登録業務について協力します。

### 【接種体制の構築】

#### ①特定接種

- ・特定接種の対象となり得る職員等に対し、集団接種を原則として、速やかに接種が実施できるよう接種体制の構築に努めます。

#### ②住民接種

- ・国及び道の協力を得ながら、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づき、町内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するために体制の構築を図ります。
- ・円滑な接種の実施のために、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結するなど、居住地以外の市町

村における接種を可能にするよう努めます。

- ・速やかに住民接種することができるよう、医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進めるよう努めます。

#### 【情報提供】

- ・道等と連携して、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や供給体制・接種体制、接種対象者や接種順位のあり方といった基本的な情報提供を行い、町民の理解促進を図ります。

### 町民の生活及び地域経済の安定

#### 【物資供給の要請等】

- ・道は、発生時における医薬品、食料品等の緊急物資の流通や運送の確保のため、製造・販売、運送を行う事業者である指定地方公共機関に対し、緊急物資の流通や運送等の事業継続のため体制の整備を要請するので、町は、道等からの要請に応じ、取組等に適宜、協力します。

#### 【要援護者への生活支援】

- ・地域感染期における高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援(見回り、介護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等について、国からの要請に対応し、道と連携し要援護者の把握とともにその具体的手続きを決めておきます。

#### 【火葬能力等の把握】

- ・道が火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等について把握・検討する際、及び火葬又は埋葬を円滑に行うための体制整備を行う際に連携します。

#### 【物資及び資材の備蓄等】

- ・新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄等し、または施設及び設備を整備します。

### 医 療

- ・町は、道等からの医療に関する要請に応じ、その取組等に適宜、協力します。

#### 『地域医療体制の整備に関する道の対策』

- ・医療体制の確保について、国からの具体的なマニュアル等の提供等の助言等を得ながら、必要な体制整備に努めます。
- ・二次医療圏を単位とし、道立保健所を中心として、郡市医師会、地域薬剤師会、指定地方公共機関を含む地域の中核的医療機関(国立病院機構の病院、大学附属病院、公立病院等)や医療機関、薬局、市町村、消防等の関係者からなる対策会議を活用するなど、地域の関係者と密接に連携を図りながら、地域の実情に応じた医療体制の整備に努めます。  
また、二次医療圏に保健所設置市がある場合は、当該保健所設置市と道立保健所が連携・協力して医療体制の整備を進めることとします。
- ・国からの要請を受け、関係機関・団体等との協力を得ながら帰国者・接触者相談センター及び帰国者・接触者外来の設置の準備や感染症指定医療機関等での入院患者の受入準備を進めます。また、国と連携の下、一般医療機関においても、新型インフルエンザ等患者を診療する場合に備えて、個人防護具の準備などの感染対策等を進めるよう要請します。

#### 『国内感染期に備えた医療の確保に関する道の対策』

- 全ての医療機関に対して、地域感染期において極端に増加する患者への対応や出勤可能な職員数の減少等の影響等を踏まえ、医療機関の特性や規模に応じた診療継続計画の作成を要請し、国から提供されるマニュアルを示すなどしてその作成支援に努めます。
- 地域の実情に応じ、感染症指定医療機関のほか、指定（地方）公共機関である医療機関又は公的医療機関等（国立病院機構の病院、公立病院、日赤病院、済生会病院、労災病院等）で入院患者を優先的に受け入れる体制の整備に努めます。
- 保健所設置市の協力を得ながら、入院治療が必要な新型インフルエンザ等患者が増加した場合の医療機関における使用可能な病床数（定員超過入院を含む）等を把握します。
- 入院治療が必要な新型インフルエンザ等の患者が増加し、医療機関の収容能力を超えた場合に備え、臨時で医療施設等で医療を提供することについて検討します。
- 地域の医療機能維持の観点から、がん医療や透析医療、産科医療等の常に必要とされる医療を継続するため、必要に応じて新型インフルエンザ等の初診患者の診療を原則として行わないこととする医療機関の設定を検討します。
- 社会福祉施設等の入所施設において、集団感染が発生した場合の医療提供の方法を検討します。

#### 『研修等』

- 国が策定する新型インフルエンザ等の診断、トリアージを含む治療方針、院内感染対策、患者の移送等に関する手引き等を医療機関に周知します。
- 国と連携しながら、医療従事者等に対し、国内発生を想定した研修や訓練を行います。

#### 『医療資器材の整備』

- 必要となる医療資器材（個人防護服・人工呼吸器等）の備蓄・整備に努め、国の要請に基づき、医療機関において必要な医療資器材や増床の余地に関して調査を行った上、十分な量を確保するよう努めます。

#### 『医療機関等への情報提供体制の整備』

- 新型インフルエンザ等の診断や治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者へ迅速に提供するための体制を整備します。

## 6. 各段階における町の対策

未発生期

海外発生早期

国内発生早期

国内感染期

小康期

### ◆海外発生期◆

◆海外で新型インフルエンザ等が発生した状態。

◆国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。

◆海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況。

目的：

- 1) 新型インフルエンザ等の国内侵入をできるだけ遅らせ、国内発生の遅延と早期発見に努める。
- 2) 国内発生に備えて体制の整備を行う。

対策の考え方：

- 1) 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いですが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応ができるよう、国や道と連携しながら対応します。
- 2) 対策の判断に役立てるため、国や道と連携の下で、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行います。
- 3) 国内発生した場合には、早期に発見できるよう国が実施する国内のサーベイランス・情報収集体制の強化に協力します。
- 4) 道等と連携して、海外での発生状況について注意喚起するとともに、国内発生に備え、国内発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、医療関係者、事業所、町民に準備を促します。
- 5) 町民生活及び経済の安定のための準備、予防接種の準備等、道内発生に備えた体制整備に努めます。

### 対策体制

#### 【体制の強化等】

- ・海外において新型インフルエンザ等が発生した疑いがあるとの情報を得た場合には、速やかに情報の集約・共有・分析を行い、町の対応について協議します。
- ・海外で新型インフルエンザ等が発生し、国が内閣総理大臣を本部長とする政府対策本部が設置された場合には、町長を本部長とする町対策本部を設置し、国が決定した基本的対処方針を確認し、町行動計画等に基づく事前準備を行います。
- ・海外において、罹患した場合の病状の程度が季節性インフルエンザと同等程度以下と認められる新型インフルエンザ等が発生したと国が判断し、感染症法等に基づく各種対策を実施するとした場合は、国の対策に準じた必要な措置を講じます。

### サーベイランス・情報収集

#### 【サーベイランス・情報収集の強化等】

- ・町は、道等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに国や道等からの要請に応じ、その

取組等に適宜、協力します。

#### 『サーベイランス・情報収集に関する道での対策』

- ・海外での新型インフルエンザ等の発生状況について、国を通じ必要な情報収集に努めます。
  - 病原体に関する情報
  - 疫学情報（症状、症例定義、致命率等）
  - 治療法に関する情報（抗インフルエンザウィルス薬の有効性等）
- ・引き続き、インフルエンザに関する通常のサーベイランスを実施します。
- ・国の対策に準じ、道内における新型インフルエンザ等の患者を早期に発見し、新型インフルエンザ等の患者の臨床像等の特徴を把握するため、全ての医師に新型インフルエンザ等患者（疑い患者を含む）を診察した場合の届出を求め、全数把握を開始します。
- ・感染拡大を早期に探知するため、学校等でのインフルエンザの集団発生の把握を強化します。

### 情報提供・共有

#### 【情報提供】

- ・道等と連携して町民に対し、海外での発生状況、現在の対策、国内発生した場合に必要な対策等を、対策決定のプロセス、対策理由、対策の実施主体を明確にしながら、できるだけリアルタイムで町民に情報提供し、注意喚起を行います。
- ・情報の提供にあたっては、情報の集約・整理・一元化な発信に努めるとともに、対策の実施主体となる関係部局が情報を提供する場合には、適切に情報を提供できるよう、町対策本部が調整します。

#### 【情報共有】

- ・国や道、関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行います。

#### 【相談窓口の設置】

- ・国からの要請に基づき新型インフルエンザ等に関する相談窓口を設け、疾患に関する相談のみならず、生活相談等広範な内容についても対応できる体制について検討します。また、国が作成するQ & A等を参考にしながら、適切な情報提供に努めます。

### まん延の防止

#### 【感染拡大防止対策の準備】

- ・道では、国と連携しながら、道内における新型インフルエンザ等患者の発生に備え、感染症法に基づく、患者への対応（治療や入院措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）の準備を進めるので、町は、道等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力します。

#### 【感染症危険情報等の周知】

- ・海外で新型インフルエンザ等の発生が確認され、国から感染症危険情報が発出されたときは、新型インフルエンザ等の発生状況や個人がとるべき対応に関する情報提供及び注意喚起を行います。

#### 【水際対策】

- ・道では、発生国からの入国者等、新型インフルエンザ等に感染している恐れのある者について、検疫所から情報提供を受けた場合には、必要な調査を行うなど、道内における予防・まん延措置に努めるので、町は、道等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力します。

## 予防接種

### 【特定接種の実施】

- ・政府行動計画では、国は、発生した新型インフルエンザ等に関する情報及び社会情勢等の全体状況を踏まえ、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するために緊急の必要があると認めるときは、特定接種を実施することを決定するとしています。

国が実施する特定接種に協力するとともに、国と連携し、地方公務員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行います。

### 【住民に対する予防接種】

- ・国は、発生した新型インフルエンザ等の特徴を踏まえ、特措法第 46 条に基づく住民接種及び予防接種法第 6 条第 3 項に基づく新臨時接種の準備を開始するとしており、町は、国や道等と連携して行う接種体制の準備を行います。
- ・国からの要請により、事前に町行動計画において定めた接種体制に基づいて行う具体的な接種体制の構築の準備を進めます。

## 町民の生活及び地域経済の安定

### 【事業者の対応】

- ・道は、国が事業者に対して実施する従事員の健康管理の徹底や職場における感染予防策を実施するための準備について、関係団体等を通じて事業者へ周知するので、町は、道等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力します。

### 【遺体の火葬・安置】

- ・道等からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超えるような事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行います。

## 医療

- ・町は、道等からの医療に関する要請に応じ、その取組等に適宜、協力します。

### 『医療に関する道の対策』

- ・道は、新型インフルエンザ等の症例定義について、関係機関に周知します。

### 【医療体制の整備】

道は国からの要請に基づき、以下の措置を講じます。

- ①政府行動計画では、発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者について、新型インフルエンザ等に罹患する危険性がそれ以外の患者と大きく異なると考えられる間は、帰国者・接触者外来において診断を行うこととしているため、道においても帰国者・接触者外来の整備に努めます。
- ②帰国者・接触者外来を有しない医療機関を新型インフルエンザ等の患者が受診する可能性もあるため、北海道医師会等の協力を得て、院内感染対策を講じた上で、診療体制の整備に努めます。
- ③帰国者・接触者外来を有する医療機関等に対し、症例定義を踏まえ、新型インフルエンザ等の患者又は疑似症患者と判断された場合には、直ちに保健所に連絡をするよう要請します。
- ④新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者から採取した検体を道立衛生研究所において、亜型等の同定を行うとともに、国立感染症研究所にその確認を依頼します。

**【帰国者・接触者相談センターの設置】**

- ①帰国者・接触者相談センターを設置します。
- ②発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センター等を通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう周知します。

**【医療機関等への情報提供】**

- ・新型インフルエンザ等の診断・治療に資する国からの情報等を、医療機関及び医療従事者に迅速に提供します。

**【検査体制の整備】**

- ・国からの技術的支援の下、道立衛生研究所において新型インフルエンザ等に対するPCR等の検査体制を速やかに整備します。

**【抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・使用等】**

- ①抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量の把握を行います。
- ②国と連携しながら、医療機関に対し、備蓄した抗インフルエンザウイルス薬を活用して患者の同居者、医療従事者又は救急隊員等搬送従事者等に、必要に応じて、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行うよう要請します。
- ③抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通を指導します。

## 6. 各段階における町の対策

未発生期

海外発生早期

国内発生早期

国内感染期

小康期

### ◆国内発生早期◆

◆国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。

◆国内でも、都道府県によって状況が異なる可能性がある。

（地域未発生期：道内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状況）

（地域発生早期：道内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態）

- 目的：1) 国内での感染拡大をできる限り抑える。  
2) 患者に適切な医療を提供する。  
3) 感染拡大に備えた体制の整備を行う。

対策の考え方：

- 1) 感染拡大を止めることは困難ですが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染拡大防止策等を行います。国が新型インフルエンザ等緊急事態宣言を行ったときは、国や道等と連携しながら、積極的な感染拡大防止策等を講じます。
- 2) 医療体制や感染拡大防止策について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得られるため、町民への積極的な情報提供を行います。
- 3) 国内感染期への移行に備えて、医療体制の確保、町民生活及び町民経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぎます。
- 4) 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施します。

### 対策体制

#### 【基本的対処方針への変更】

- ・国内発生早期に移行し、国が国内での感染拡大防止対策等に関する基本的対処方針を変更した場合は、町においても速やかに国の方針に沿った対処方針を決定します。

#### 【町対策本部の設置】

- ・国が決定した基本的対処方針を踏まえ、必要に応じて町対策本部を設置します。

※緊急事態宣言がなされていない場合にでも、特措法に基づかない任意の対策本部を設置することは可能です。

#### 緊急事態宣言がされている場合の措置

- ・速やかに町対策本部を設置し、国や道等と連携・協力しながら、緊急事態に係る対策を実施します。

### サーベイランス・情報収集

町は、道等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに国及び道等の要請に応じ、その取組等に適宜、協力します。

『サーベイランス・情報収集に関する道の対策』

#### 【情報収集】

- ・海外での新型インフルエンザ等の発生状況、抗インフルエンザウイルス薬やワクチンの有効性・安全性等について、国等を通じて必要な情報を収集します。

#### 【サーベイランスの強化等】

- ①海外発生期に引き続き、新型インフルエンザ等患者等の全数把握、学校等での集団発生の把握の強化を実施します。
- ②国が実施する新型インフルエンザ等患者の臨床情報の収集に協力し、医療機関等に対して症状や治療等に関する有用な情報の迅速な提供に努めます。
- ③国等から国内の発生状況の情報を収集し、国と連携しながら、必要な対策を実施します。

#### 【調査研究】

- ①発生した道内患者について、初期の段階には、国と連携しながら、積極的疫学調査を実施し、感染経路や感染力、潜伏期等の情報を収集・分析します。
- ②国が実施する新型インフルエンザ迅速診断キットの有効性や治療の効果等に関する調査研究と分析を活用し、対策に反映させます。

### 情報提供・共有

#### 【情報提供】

- ・道等と連携し町民に対して、道内外での発生状況、具体的な対策等を対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体とともにできる限りリアルタイムで町民に情報提供し、注意喚起を行う。
- ・道と連携して、特に、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等は誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染予防策や、感染が疑われた患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知します。また、学校・保育施設等や職場での感染拡大防止策についての情報を適切に提供します。

#### 【情報共有】

- ・国や道、関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を強化し、対策の方針の迅速な伝達と、対策の現場の状況把握を行います。

#### 【相談窓口の体制充実・強化】

- ・国からの要請に基づき、相談窓口の体制の充実・強化に努めます。また、状況の変化に応じたQ&Aの改定版等を受け、相談対応に活用します。

### まん延の防止

#### 【町内で感染拡大防止策】

- ・町は、道等と連携し、次の要請を行います。
  - ①道では、国と連携し、地域発生早期となった場合には、感染法に基づき、患者への対応（治療・入院措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請・健康観察等）の措置を行うので、町は、道等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力します。
  - ②町民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を実施するよう要請します。
  - ③事業所に対し、職場における感染対策の徹底を要請するとともに、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理や受診の勧奨を要請します。

- ④ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業(学校閉鎖・学年閉鎖・休校)を適切に行うように要請します。
- ⑤公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の施行の呼びかけなど適切な感染対策を講じるように要請します。
- ⑥病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するように要請します。

**【水際対策】**

- ・道は、国が実施する渡航者・入国者等への情報提供・注意喚起などの水際対策に引き続き協力します。町は、道等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力します。

**予防接種**

**【住民接種】**

- ・パンデミックワクチンが全国民分製造されるまで一定の期間を要しますが、供給が可能となり次第、関係者の協力を得て、国が定めた住民接種の接種順位に基づき、接種を開始するとともに、その接種に関する情報提供を開始します。
- ・接種の実施に当たり、国及び道と連携して、公共施設、各学校等の活用及び医療機関に委託すること等により接種会場を確保して、原則として、町内に居住する者を対象に集団的接種を行います。

**緊急事態宣言がされている場合の措置**

上記の対策に加え、必要に応じ、以下の道の対策に協力します。

- ①特措法第 45 条第 1 項に基づき、町民に対し、潜伏期間や治癒までの期間を踏まえて期間を定めて生命の維持に必要な場合を除き、みだりに外出しないことや基本的な感染予防策の徹底を要請します。
- ②特措法第 45 条第 2 項に基づき、学校、保育所等に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行います。要請に応じなく、道民の生命・健康の保護、道民の生活・道民経済の混乱を回避させるために特に必要があると認めたとときに限り、特措法第 45 条第 3 項に基づき、指示を行います。要請・指示を行った際には、その施設名を公表します。
- ③特措法第 24 条第 9 項に基づき、職場を含め感染対策の徹底の要請を行います。要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設に対し、特措法第 45 条第 2 項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底を要請します。要請に応じなく、道民の生命・健康の保護、道民の生活・道民経済の混乱を回避させるために特に必要があると認めたとときに限り、特措法第 45 条第 3 項に基づき、指示を行います。要請・指示を行った際には、その施設名を公表します。
- ④人口密度が低く、交通量が少なく、自然障壁等による人の移動が少ない離島や山間地域などにおいて新型インフルエンザ等が、世界で初めて確認された場合、国が実施する地域における重点的な感染拡大防止策に協力します。
- ⑤住民接種については、基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第 46 条の規定に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項に規定する臨時の予防接種を実施します。

## 町民の生活及び地域経済

### 【町民・事業者への対応】

- ・町は、道等と連携し、次の要請を行います。
- ①道は、道内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、職場における感染対策を開始するよう要請するので、町は、道等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力します。
- ②道は、国と連携し、道民に対し、食料品、生活必需品等の購入にあたっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないように要請するので、町は、道等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力します。

### 緊急事態宣言がされている場合の措置

上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行います。

#### 【事業者への対応等】

- ・指定（地方）公共機関は、業務計画で定めるところにより、その業務を適切に実施するため、必要な措置を講じます。

#### 【電気及びガス並びに水の安全供給】

- ・電気事業者及びガス事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれの業務計画で定めるところにより、電気及びガスの供給支障の予防に必要な措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において電気及びガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じます。水道事業者である町は、それぞれの行動計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じます。

#### 【運送・通信・郵便の確保】

- ・運送事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれの業務計画で定めるところにより、施設の状況確認、感染拡大防止の実施等、新型インフルエンザ等緊急事態において旅客及び貨物を適切に運送するために必要な措置を講じます。電気通信事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれの業務計画で定めるところにより、感染拡大防止の実施、災害対策用設備の運用等、新型インフルエンザ等緊急事態において必要な措置を講じます。郵便事業を営む者及び一般信書便事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれの業務計画で定めるところにより、郵便及び信書便の送達の確保、感染対策の実施等、新型インフルエンザ等緊急事態において郵便及び信書便を確保するために必要な措置を講じます。

#### 【サービス水準に係る町民への呼びかけ】

- ・町は、道等と連携して、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを町民に呼びかけます。

#### 【緊急物資の運送等】

- ・道は、緊急の必要がある場合には、国と連携し、運送事業者である指定（地方）公共機関に対し、食料品等の緊急物資の輸送を要請します。

#### 【生活関連物資等の価格の安定等】

- ・町民の生活及び経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないように、国や道と連携をしながら、調査・監視するとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給

の確保や便乗値上げの防止等の要請を行います。また必要に応じ、町民のからの相談窓口・情報収集窓口の充実を図ります。

- ・生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、国や道と連携しながら、適切な措置を講じます。

#### 【犯罪の予防・取締り】

- ・道は、混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、国から道警察に対し、悪質な事犯に対する取締りを徹底するよう指導等が行われた場合は、これに協力します。町は、道等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力します。

## 医 療

- ・道では、医療に関して次のとおり対策を行うので、町は、道等と連携し、国や道等の要請に応じ、その取組等に適宜、協力します。

### 『医療に関する道の対策』

#### 【医療体制の整備】

- ・国の要請に基づき、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者に係る、帰国者・接触者外来における診療体制や、帰国者・接触者相談センターにおける相談体制を、海外発生期に引き続き継続します。また、国からの要請に基づき、患者が増加してきた段階において、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関でも診療する体制に移行します。

#### 【患者への対応等】

- ①国と連携し、新型インフルエンザ等と診断された者に対しては原則として、感染症法に基づき、感染症指定医療機関等へ移送し、入院措置を行います。この措置は、病原性が高い場合に実施することとしますが、発生当初は病原性に関する情報が限られていることが想定されることから、病原性が低いことが判明しない限り実施することとします。
- ②国と連携し、必要と判断した場合に、道立衛生研究所において、新型インフルエンザ等のPCR検査等の確定検査を行います。全ての新型インフルエンザ等患者のPCR検査等による確定診断は、患者数が極めて少ない段階で実施するものであり、患者数が増加した段階では、PCR検査等の確定検査は重症者等に限定して行います。
- ③国と連携し、医療機関の協力を得て、新型インフルエンザ等患者の同居者等の濃厚接触者及び医療従事者又は救急隊員等であって十分な防御なく曝露したものには、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応を指導します。なお、症状が現れた場合には、感染症指定医療機関等へ移送します。

#### 【医療機関等への情報提供】

- ・引き続き、新型インフルエンザの診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供します。

#### 【抗インフルエンザウイルス薬】

- ・国内感染期に備え、引き続き、国と連携しながら医療機関に対し、抗インフルエンザウイルス薬を適切に使用するよう要請します。

#### 【医療機関・薬局における警戒活動】

- ・医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、国から道警察に対し、必要に応じた警戒活動等を行うよう指導等が行われた場合は、これに協力します。

#### 緊急事態宣言がされている場合の措置

上記の対策に加え、必要に応じて、医療機関並びに医薬品若しくは医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定（地方）公共機関は、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売業者、販売業者等を確保するために必要な措置を講じます。

## 6. 各段階における町の対策

未発生期

海外発生早期

国内発生早期

国内感染期

小康期

### ◆国内感染期◆

◆国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。

◆感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。

◆国内でも、都道府県によっては状況が異なる可能性がある。

(地域未発生期：道内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状況。)

(地域発生早期：道内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。)

(地域感染期：道内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態。感染拡大からまん延、患者の減少に至る期間を含む。)

- 目的：1) 医療体制を維持する。  
2) 健康被害を最小限に抑える。  
3) 町民生活及び経済への影響を最小限に抑える。

### 対策の考え方

- 1) 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の接触的な感染拡大防止策から被害軽減に切り替えます。
- 2) 地域ごとに発生の状況は異なり、実施すべき対策が異なることから、地域ごとに実施すべき対策の判断を行います。
- 3) 状況に応じた医療体制や感染拡大防止策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動についてわかりやすく説明するため、積極的な情報提供を行います。
- 4) 流行ピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負担を軽減します。
- 5) 医療体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし健康被害を最小限にとどめるよう努めます。
- 6) 欠勤者の増大が予測されますが、町民生活・町民経済の影響を最小限に抑えるために必要なライフライン等の事業活動を継続するよう努めます。また、その他の社会活動をできる限り継続するよう努めます。
- 7) 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負担を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施します。
- 8) 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図ります。

### 対策体制

#### 【基本的対処方針の変更】

- ・国が国内感染期に入ったことにより基本的対処方針及び道における対処方針が変更された場合には、町においても速やかに国や道の方針に沿って必要な措置を講じます。

## 緊急事態宣言がされている場合の措置

### 【町対策本部の設置】

上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策も行います。

- ・速やかに町対策本部を設置します。
- ・新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法の規定に基づく道による代行、道又は他の市町村による応援等の要請を行います。

## サーベイランス・情報収集

- ・道等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国や道等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力します。

### 『サーベイランス・情報収集に関する道の対策』

#### 【サーベイランス】

- ・全国での患者数が数百人程度に増加した段階において、国が新型インフルエンザ等患者等の全数把握について都道府県ごとの対応と決定した際は、当該決定に応じたサーベイランスを実施します。また、学校等における集団発生の把握の強化については通常のサーベイランスに戻します。

(地域未発生期、地域発生早期における対応)

引き続き、新型インフルエンザ等患者の全数把握を実施します。

(地域感染期における対策)

①新型インフルエンザ等患者の全数把握は中止し、通常のサーベイランスを継続します。

②道は、国内の発生状況に関する情報収集を行い、国と連携し、必要な対策を実施します。

#### 【調査研究】

- ・引き続き、国が実施する感染経路や感染力、潜伏期等の情報収集・分析や新型インフルエンザ迅速診断キットの有効性や重症者の症状・治療法と転帰等、対策に必要な調査研究と分析を活用し、対策に反映させます。

## 情報提供・共有

### 【情報提供】

### 【情報共有】

### 【相談窓口等の体制充実・強化】

} 国内発生早期と同様の対応を継続します。

## まん延の防止

### 【町内でのまん延防止対策】

### 【水際対策】

} 国内発生早期と同様の対応を継続します。

## 予防接種

### 【予防接種】

- ・国の対策に基づき予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進めます。

## 緊急事態宣言がされている場合の措置

上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行います。

- ・患者数の増加に伴い地域における医療体制の負荷が過大となり、適切な医療を受けられないことによ

る死亡者数の増加が見込まれる等の特別な状況において、基本的対処方針に基づき、必要に応じて、道等と連携し、道の要請に対し、その取組等に適宜、協力します。

- ①特措法第 45 条第 1 項に基づき、住民に対し、期間と区域を定めて、生活の維持に必要な場合を除き、みだりに外出しないことや基本的な感染予防策の徹底を要請します。
- ②特措法第 45 条第 2 項に基づき、学校、保育所等に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行います。要請に応じなく、道民の生命・健康の保護、道民の生活・道民経済の混乱を回避させるために特に必要があると認めたとときに限り、特措法第 45 条第 3 項に基づき、指示を行います。要請・指示を行った際には、その施設名を公表します。
- ③特措法第 24 条第 9 項に基づき、職場を含め感染対策の徹底の要請を行います。要請に応じない施設に対し、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設に対し、特措法第 45 条第 2 項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底を要請します。要請に応じなく、道民の生命・健康の保護、道民の生活・道民経済の混乱を回避させるために特に必要があると認めたとときに限り、特措法第 45 条第 3 項に基づき、指示を行います。要請・指示を行った際には、その施設名を公表します。
- ④住民接種については、基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第 46 条の規定に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項に規定する臨時の予防接種を実施します。

#### 町民の生活及び地域経済の安定

##### 【町民・事業者への呼びかけ】

- ・国内発生早期と同様の対応を継続します。

##### 緊急事態宣言がされている場合の措置

上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行います。

##### 【業務の継続等】

- ・指定（地方）公共機関及び特定接種の実施状況に応じ登録事業者は、事業の継続を行います。

##### 【電気及びガス並びに水の安全供給】

##### 【運送・通信・郵便の確保】

##### 【サービス水準に係る町民への呼びかけ】

##### 【緊急物資の運送等】

##### 【物資の売渡しの要請等】

##### 【生活関連物資等の価格の安定等】

##### 【犯罪の予防・取締り】

国内発生早期と同様の対応を継続します。

##### 【新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援】

- ・国からの要請に基づき町が実施する在宅の高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等に協力します。

##### 【埋蔵・火葬の特例等】

- ・道からの要請に応じ、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させるようにします。
- ・道からの要請に応じ、死亡者が増加し、火葬場の火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、遺体を一時的に安置する施設等を直ちに確保します。
- ・道からの要請に応じ、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体の搬送の手配等を実施します。

## 医療

- ・道では、医療に関して次のとおり対策を行うので、町は、道等と連携し、国や道等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力します。

### 【患者への対応等】

- ・引き続き、帰国者・接触者外来における診療、患者の入院措置等が実施されるよう努めます。
- ・必要が生じた際には、感染症法に基づく入院措置を中止し、関係機関・団体と調整のうえ、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関でも診療する体制とします。
- ・帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センター及び感染症法に基づく患者の入院措置を中止し関係機関・団体と調整のうえ、新型インフルエンザ等の患者の診療を行わないこととしている医療機関等を除き、原則として一般の医療機関において新型インフルエンザ等の患者の診療が行われるよう努めます。また、市町村とともに関係機関との調整の上、病診連携を始め、医療機関の連携を図り、地域全体で医療体制が確保されるよう努めます。
- ・入院治療は重症患者を対象とし、それ以外の患者に対しては在宅での療養を要請するよう、関係機関に周知します。
- ・医師が在宅で療養する患者に対する電話による診療により新型インフルエンザ等への感染の有無や慢性疾患の状況について診断できた場合、医師が抗インフルエンザウイルス薬等の処方箋を発行し、ファクシミリ等により送付することについて国が示す対応方針を周知します。
- ・関係機関・団体等と調整のうえ、医療機関の従業員の勤務状況及び医療資器材・医薬品の在庫状況を確認し、新型インフルエンザ等やその他の疾患に係る診療が継続されるよう努めます。

### 【医療機関等への情報提供】

- ・引き続き、新型インフルエンザの診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供します。

### 【抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・使用】

- ・国と連携しながら、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量の把握と流通状況の調査を行い、患者の発生状況に踏まえ、抗インフルエンザ薬が必要な地域に供給されているかどうかを確認し、必要に応じ、国備蓄分を配分する等の調整を国に依頼します。

### 【在宅で療養する患者への支援】

- ・市町村が関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合に実施する在宅で療養する患者への支援（見回り、訪問看護、訪問診療、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応に必要な協力を行います。

### 【医療機関・薬局における警戒活動】

- ・医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、国から道警察に対し、必要に応じた警戒活動等を行うよう指導等が行われた場合は、これに協力します。

### 緊急事態宣言がされている場合の措置

上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行います。

- ・医療機関並びに医薬品若しくは医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定（地方）公共機関は、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売業者、販売業者等を確保するために必要な措置を講じます。
- ・国と連携し、区域内の医療機関が不足した場合、患者治療のための医療機関における定員超過入院等のほか、医療体制の確保、感染防止及び衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等を発症し外来診療を

受ける必要のある者や、病状は比較的軽度であるが在宅療養を行うことが困難であり入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療を行うため、臨時の医療施設を設置し、医療を提供するよう努めます。臨時の医療施設において医療を提供した場合は、流行がピークを超えた後、その状況に応じて、患者を医療機関へ移送する等により順次閉鎖することとします。

## 6. 各段階における対策

未発生期

海外発生早期

国内発生早期

国内感染期

小康期

### ◆小康期◆

◆新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。

◆大流行は一旦終息している状態。

目的：1) 住民の生活及び経済の回復を図り、流行の第二波に備える。

#### 対策の考え方

- 1) 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図ります。
- 2) 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について町民に情報提供します。
- 3) 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努めます。
- 4) 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進めます。

#### 対策体制

##### 【国等の基本的対処方針の変更】

- ・国が小康期に入ったことにより基本的対処方針を変更した場合は、町においても速やかに国や道の方針に沿った対処方針を決定します。

##### 【緊急事態解除宣言解除】

- ・国が緊急事態解除宣言を行ったときは、対策を見直すなど所要の措置を講じます。

##### 【対策の評価・見直し】

- ・これまでの各段階における対策に関する評価を行い、必要に応じ、国が実施する政府行動計画・ガイドライン等の見直しを踏まえ、町行動計画の見直しを行います。

##### 【町対策本部の廃止】

- ・国が、緊急事態解除宣言を行ったときは、速やかに町対策本部を廃止します。

#### サーベイランス・情報収集

##### 【サーベイランス】

- ・道等と連携して、これらの情報を積極的に収集するとともに、国や道等からの要請に応じ、その取組に適宜、協力します。

##### 『サーベイランスに関する道の対策』

- ①通常のサーベイランスを継続します。
- ②再流行を早期に探知するため、国の方針に基づき、学校等での新型インフルエンザ等の集団発生の把握を強化します。

#### 情報提供・共有

##### 【情報提供】

- ・道等と連携し、町民に対し、第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供します。

- ・町民から相談窓口寄せられた問い合わせや関係機関等から寄せられた情報等を取りまとめ、情報提供のあり方を評価し、見直しを行います。

#### 【情報共有】

- ・国や道等と連携し、関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有の体制を維持し、国からの第二波に備えた体制の再整備に関する対策の方針の伝達を受けるとともに、現場の状況把握を行います。

#### 【相談窓口等の体制の縮小】

- ・国からの要請に基づき、相談窓口等の体制を縮小します。

### まん延の防止・予防接種

#### 【予防接種】

- ・流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進めます。

#### 緊急事態宣言がされている場合の措置

- ・上記の対策に加え、必要に応じ、国や道と連携し、流行の第二波に備え、特措法第46条の規定に基づく住民接種を進めます。

### 町民の生活及び地域経済の安定

#### 【町民・事業者への呼びかけ】

- ・国や道と連携し、必要に応じ、引き続き、町民に対し、食料品・生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請します。

#### 緊急事態宣言がされている場合の措置

#### 【業務の再開】

- ・国が全国の事業者に対して行う業務再開に関する周知に協力し、円滑に事業活動が再開されるよう努めます。
- ・国が指定（地方）公共機関及び登録事業者に対して行う被害状況等の確認要請等に協力するとともに、流行の第二波に備え、事業を継続していくことができるよう、国が必要に応じて行う支援に協力します。

#### 【新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止等】

- ・国や道等と連携し、道内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止します。

### 医 療

- ・道等と連携して、以下の情報を積極的に収集するとともに、国や道等からの要請に応じ、その取組に適宜、協力します。

#### 『医療に関する道の対策』

#### 【医療体制】

- ・国と連携し、新型インフルエンザ等の発生前の通常の医療体制に戻します。

#### 【抗インフルエンザウイルス薬】

- ・国が作成する適正な抗インフルエンザウイルス薬の使用を含めた治療指針を医療機関に対し、周知

します。

- ・流行の第二波に備え、必要に応じ、国と連携し、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を行います。

緊急事態宣言がされている場合の措置

- ・国の方針に基づき、国内感染期に講じた措置を適宜縮小・中止します。

(別添)

### 特定接種の対象となる業種・職務について

政府行動計画では、特定接種の対象となり得る者の範囲や総数、接種順位等は、新型インフルエンザ等発生時に政府対策本部において、発生状況等に応じて柔軟に決定されるとしていますが、発生時に速やかに接種体制を整備するために、基本的な考え方を以下のとおり整理しています。

#### (1) 特定接種の登録事業者

##### A 医療分野

(A-1：新型インフルエンザ等医療型、A-2：重大・緊急医療型)

##### B 国民生活・国民経済安定分野

(B-1：介護・福祉型、B-2：指定公共機関型、B-3：指定公共機関同類型、B-4：社会インフラ型、B-5：その他)

#### (2) 特定接種の対象となり得る国家公務員及び地方公務員

特定接種の対象となり得る新型インフルエンザ等対策の職務は以下のいずれかに該当する者である。

区分1：新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務

(=新型インフルエンザ等の発生により生ずる又は増加する職務)

区分2：新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務

区分3：民間の登録事業者と同様の職務

※詳細については政府行動計画を参照願います。

## (参考)

### 国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策

※これまでも鳥インフルエンザウイルスが鳥から人に感染している例は多く見られており、人から人への持続的な感染でない限り、感染の全国的かつ急速な拡大はありませんが、政府行動計画では、特措法の対象である新型インフルエンザ等と関連する事案として、対策の選択肢を準備しておくこととしています。

道としても、本行動計画の関連事項として政府行動計画に準じ、対策の概要を示すこととします。

## (1) 実施体制

### (1)-1 体制強化

①道は、国内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合には、速やかに情報の集約・共有・分析を行い、必要に応じ、北海道感染症危機管理対策本部を開催し、国の対策に準じて人への感染拡大防止対策に関する措置について協議・決定します。

情報の集約・共有・分析にあたっては、北海道高病原性鳥インフルエンザ警戒本部が設置されている場合には、所管部局が連携しながら効率的に行います。（保健福祉部、関係部局）

②道は、海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなど WHO から情報発信が行われた場合には、必要に応じ、関係部局において、情報の集約・共有・分析を行い、状況等に応じ、国が行う水際対策に協力するとともに、道民への情報提供に関する措置について検討します。（保健福祉部、関係部局）

## (2) サーベイランス・情報収集

### (2)-1 情報収集

道は、鳥インフルエンザに関する国内外の情報を収集します。

〈情報収集源〉

- ・ 国の関係機関（内閣官房、厚生労働省、国立感染症研究所、検疫所等）
- ・ 国際機関（WHO、OIE、国連食糧農業機関（FAO）等）
- ・ 国立大学法人北海道大学：OIE リファレンスラボラトリー
- ・ 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所
- ・ 都府県、市町村

### (2)-2 鳥インフルエンザの人への感染に対するサーベイランス

道は、道内における鳥インフルエンザウイルスの人への感染について、医師からの届出により全数を把握します。（保健福祉部）

## (3) 情報提供・共有

(3)-1 道は、国内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合、国等と連携し、発生状況及び対策について、道民に積極的な情報提供を行います。（保健福祉部、関係部局）

(3)-2 道は、海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなど、WHOから情報発信が行われた場合には、国等から海外における発生状況、関係省庁における対応状況等について、情報収集を行うとともに、道民に積極的な情報提供を行います。（保健福祉部、関係部局）

#### (4) 予防・まん延防止

##### (4)-1 人への鳥インフルエンザの感染対策

###### (4)-1-1 水際対策

- ①道は、海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなどWHOから情報発信が行われた場合に国が実施する水際対策に協力するとともに、道民への注意喚起を行います。(保健福祉部)
- ②道は、検疫所から検疫法に基づく通知等を受けた場合には、必要な調査等を行うなど、道内における感染防止に努めます。(保健福祉部)

###### (4)-1-2 疫学調査、感染対策

- ①道は、必要に応じ、国と連携し、積極的疫学調査を実施します。(保健福祉部)
- ②道は、国からの要請に基づき、疫学調査や接触者への対応(抗インフルエンザウイルス薬の予防投与、自宅待機の依頼、有症時の対応指導等)、死亡例が出た場合の対応(感染防止の徹底等)等の実施に努めます。(保健福祉部)
- ③道は、鳥インフルエンザウイルスの感染が疑われる者(有症状者)に対し、国と連携して、自宅待機を依頼します。(保健福祉部)

###### (4)-1-3 家きん等への防疫対策

道は、道内の家きんに高病原性及び低病原性鳥インフルエンザが発生した場合には、次の対策を実施します。(関係部局)

- ・国との連携を密にし、防疫指針に即した具体的な防疫措置(患畜等の殺処分、周辺農場の飼養家きん等の移動制限等)を行います。(農政部)
- ・殺処分羽数が大規模となる等、緊急に対応する必要性があり、道による対応が困難である等やむを得ないと認められる場合には、自衛隊の部隊等による支援を要請します。(関係部局)
- ・防疫措置に伴い、防疫実施地域における警戒活動等に協力します。(警察本部)

#### (5) 医療

##### (5)-1 国内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合

- ①道は、国の助言を受けながら、感染が疑われる患者に対し、迅速かつ確実な診断が行われ、確定診断がされた場合に、適切な感染対策を講じた上で、抗インフルエンザウイルス薬の投与等による治療が行われるよう努めます。(保健福祉部)
- ②道は、国からの要請に基づき、必要に応じ、患者の検体を国立感染症研究所へ送付し、亜型検査、遺伝子解析等を実施します。また、検査方法について、国から情報提供を受け、道立衛生研究所で実施できるよう努めます。(保健福祉部)
- ③道は、国からの要請に基づき、感染症法の規定により鳥インフルエンザの患者(疑似症患者を含む。)について、入院その他の必要な措置を講じます。(保健福祉部)

##### (5)-2 海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなど、WHO から情報発信が行われた場合

道は、国からの要請に基づき、以下の措置を講じます。

- ・海外からの帰国者等で、鳥インフルエンザ感染が疑われる者(有症状者)の情報について、国に情

報提供するよう医療機関等に周知します。（保健福祉部）

- ・発生している鳥インフルエンザに対する必要な感染対策等について医療機関に周知します。

附属資料

## 【用語解説】 政府行動計画より

### ※アイウエオ順

#### ○ インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。（いわゆる A/H1N1、A/H3N2 というのは、これらの亜型を指している。）

#### ○ 家きん

鶏、あひる、うずら等、家畜として飼養されている鳥。

なお、家畜伝染病予防法における高病原性鳥インフルエンザの対象家畜として、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥が指定されている。

#### ○ 感染症指定医療機関

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。

\* 特定感染症指定医療機関：新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院。

\* 第一種感染症指定医療機関：一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。

\* 第二種感染症指定医療機関：二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。

\* 結核指定医療機関：結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局。

#### ○ 感染症病床

病床は、医療法によって、一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床、結核病床に区別されている。感染症病床とは、感染症法に規定する新感染症、一類感染症、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症などの患者を入院させるための病床である。

#### ○ 帰国者・接触者外来

新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者や患者の接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る診療を行う外来。都道府県等が地域の実情に応じて対応する医療機関を決定する。帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも新型インフルエンザ等の患者が見られるようになった場合等には、一般

の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替える。

○ 帰国者・接触者相談センター

発生国から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センター。

○ 抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

○ 個人防護具（Personal Protective Equipment：PPE）

エアロゾル、飛沫などの曝露のリスクを最小限にするためのバリアとして装着するマスク、ゴーグル、ガウン、手袋等をいう。病原体の感染経路や用途（スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等）に応じた適切なものを選択する必要がある。

○ サーベイランス

見張り、監視制度という意味。

疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを示すこともある。

○ 指定届出機関

感染症法に規定する五類感染症のうち厚生労働省令で定めるもの又は二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは五類感染症の疑似症のうち厚生労働省令で定めるものの発生の状況の届出を担当させる病院又は診療所として、都道府県知事が指定したもの。

○ 死亡率（Mortality Rate）

ここでは、人口 10 万人当たりの、流行期間中に新型インフルエンザ等に罹患して死亡した者の数。

○ 人工呼吸器

呼吸状態の悪化等が認められる場合に、患者の肺に空気又は酸素を送って呼吸を助けるための装置。

○ 新型インフルエンザ等

感染症法第 6 条第 7 項において、新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいうとされている。

毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人が

そのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。

○ 新感染症

新感染症とは、感染症法第 6 条第 9 項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

○ 積極的疫学調査

患者、その家族及びその患者や家族を診察した医療関係者等に対し、質問又は必要な調査を実施し、情報を収集し分析を行うことにより、感染症の発生の状況及び動向、その原因を明らかにすること。感染症法第 15 条に基づく調査をいう。

○ 致死率（致命率 Case Fatality Rate）

流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者のうち、死亡した者の割合。

○ トリアージ

災害発生時などに多数の傷病者が発生した場合に、適切な搬送、治療等を行うために、傷病の緊急度や程度に応じて優先順位をつけること。

○ 鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。

○ 濃厚接触者

新型インフルエンザ等の患者と濃密に、高頻度又は長期間接触した者（感染症法において規定される新型インフルエンザ等に「かかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」が該当。）発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する 家族等が想定される。

○ 発病率（Attack Rate）

新型インフルエンザの場合は、全ての人が新型インフルエンザのウイルスに曝露するリスクを有するため、ここでは、人口のうち、流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者の割合。

○ パンデミック

感染症の世界的大流行。

特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

○ パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。

○ 病原性

新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現。

○ PCR (Polymerase Chain Reaction : ポリメラーゼ連鎖反応)

DNA を、その複製に関与する酵素であるポリメラーゼやプライマーを用いて大量に増幅させる方法。ごく微量の DNA であっても検出が可能のため、病原体の検査に汎用されている。インフルエンザウイルス遺伝子検出の場合は、同ウイルスが RNA ウイルスであるため、逆転写酵素 (Reverse Transcriptase) を用いて DNA に変換した後に PCR を行う RT-PCR が実施されている。

-